

陽性者健康フォローアップセンター【陽性者登録部門】
登録フォーム（自己検査等で陽性となった方）に関するFAQ

【目次】

- 問 1 陽性者健康フォローアップセンター【陽性者登録部門】とは何ですか。
- 問 2 医療機関で陽性の診断を「受けていない人」と「受けた人」で登録方法が違うのはなぜですか。
- 問 3 登録フォームAには、どのような場合に登録するのですか。
- 問 4 検査で陽性となれば、誰でも登録を申請できますか。
- 問 5 基礎疾患には、具体的にどのようなものが該当しますか。
- 問 6 検査に使用できる抗原定性検査キットに制限はありますか。
- 問 7 陽性者登録はどうやって行うのですか。
- 問 8 WEBサイトでの登録にあたって必要なものはありますか。
- 問 9 登録フォームAは、いつからいつまで利用できますか。
- 問 10 自ら検査をして陽性となった場合、必ず登録フォームAで登録を行わなければなりませんか。
- 問 11 登録フォームAを利用せず、かかりつけ医や医療施設で診断を受けることも可能ですか。
- 問 12 発熱外来を受診し、陽性と診断されましたが、登録フォームAに登録する必要はありますか。
- 問 13 登録フォームAに規定の受付時間はありますか。
- 問 14 登録の申請にはスマートフォン又はPCが必要ですか。
- 問 15 登録の申請を代理で行うことはできますか。
- 問 16 未成年者（18歳未満）が登録の申請を行うことはできますか。
- 問 17 登録が完了したかどうかは、どうやって確認できますか。
- 問 18 陽性者登録センターの利用に費用はかかりますか。
- 問 19 検査に使用した検査キットを捨ててしまいましたが、登録できますか。
- 問 20 検査キットを使用して検査してから数日経過したキットを登録することはできますか。
- 問 21 検査キットの画像が不明瞭（目視では明確に陽性と判断できない）の場合でも申請できますか。
- 問 22 申請には本人確認書類の掲示が必須ですか。
- 問 23 薬の処方を受けたいのですが、どこでできますか。
- 問 24 登録フォームAに登録した結果、陽性と診断された場合、療養方法は選択できますか。
- 問 25 登録フォームAへの登録後、症状が悪化した場合はどうしたらよいですか。
- 問 26 療養証明書の発行はできますか。
- 問 27 登録の申請を行ってから実際に登録されるまで、どのくらい時間がかかりますか。
- 問 28 山形県外在住ですが利用できますか。
- 問 29 登録の申請を行ったあと、記入内容の誤りに気付いた場合、もう一度登録してもよいですか。
- 問 30 記入内容を修正して2回以上申請したので、○回目以降の回答を採用してもらえますか。
- 問 31 申請しましたが、受付確認の自動返信メールが届きません。
- 問 32 申請しましたが、陽性者登録センターから連絡が来ません。
- 問 33 ボタンが押せず、先に進まないのですがどのようにしたらよいですか。
- 問 34 個人情報を使用することはありますか。

問1 陽性者健康フォローアップセンター【陽性者登録部門】とは何ですか。

答1 令和4年9月14日から、山形県において感染者の発生届の提出対象を限定することに伴い、「陽性者健康フォローアップセンター」を新設しました。

登録については、①「自己検査等で陽性となった方（医療機関で陽性の診断を受けていない方）」のための登録フォーム（以下「登録フォームA」と言います。）と、②「医療機関で陽性の診断をすでに受けた方」のための登録フォーム（以下「登録フォームB」と言います。）の2つを準備しています。こちらの登録フォームは登録フォームAに該当します。

問2 医療機関で陽性の診断を「受けていない人」と「受けた人」で登録方法が違うのはなぜですか。

答2 医療機関で陽性の診断を受けていない方については、一定の条件に当てはまる場合は、自己検査等の結果を登録フォームAに登録することで、オンラインで陽性の診断を受けることができます。外来を受診せずに陽性の診断を受け療養につなげることで、発熱外来のひっ迫を回避するねらいがあります。

登録フォームBは、医療機関で陽性の診断をすでに受けた方の詳細な情報を把握し、療養中の健康相談や食料品の支援など療養のサポートに繋げることを目的としています。なお、陽性の診断をすでに受けた方が登録フォームAに登録してしまうと、感染者数として二重に計上されてしまうことになるため、正しい登録フォームから登録するようにしてください。

問3 登録フォームAには、どのような場合に登録するのですか。

答3 症状が軽く、発熱外来の受診の緊急性が低い方が検査で陽性となった場合に、外来を受診せずに新型コロナウイルス感染症陽性の確定診断を受けるために利用することを想定しています。

具体的には、次のような検査で陽性となった方を想定しています。

- ①薬局やネット販売等で購入した抗原検査キット（医薬品として国に承認されたものに限る。）を使用した検査
- ②発熱外来から配布を受けた抗原検査キットを使用した検査
- ③薬局などで実施している県の無料検査事業の検査

問4 検査で陽性となれば、誰でも登録を申請できますか。

答4 登録フォームAに登録を申請できるのは、医療機関で陽性の判定を受けていない方で、抗原定性検査キットを使用して自己検査を行い、結果が陽性となった方のうち、以下のすべてに当てはまる方のみです。

- a. 山形県に在住（長期滞在を含む。）していること
- b. 小学1年生以上64歳以下であること
- c. 妊娠していないこと
- d. 基礎疾患（糖尿病、高血圧、慢性の腎臓病等）のない方
- e. 市販薬を活用して自宅療養が可能であると自身で判断できること
- f. スマートフォン、タブレット、PCを使用し、WEBによる申請や電子メールでの連絡が可能であること

上記の要件に当てはまらない方（重症化リスクのある方、WEBサイトでの申請が困難である方など）は登録の申請はできませんので、発熱外来の受診を検討してください。

問5 基礎疾患には、具体的にどのようなものが該当しますか。

答5 下記のものに該当します。

①以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

- ・慢性の呼吸器の病気
- ・慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ・慢性の腎臓病
- ・慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ・免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ・染色体異常
- ・重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）
- ・睡眠時無呼吸症候群
- ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）

②基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

$$\text{BMI (kg/m}^2\text{)} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$$

*BMI30の目安：身長170cmで体重約87kg

身長160cmで体重約77kg

問6 検査に使用できる抗原定性検査キットに制限はありますか。

答6 登録フォームAで登録を申請する際に利用できる検査キットは、**国の承認を受け、「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」の表示がされているものに限り、**国の承認を受けず「研究用」として市販されている検査キットもありますが、こうした検査キットは性能等が確認されたものではないため、登録のための使用はできません。

市販の検査キットを利用する際は、必ず「体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」の表示があることを確認して購入してください。なお、国の承認を受けた検査キットの一覧は厚生労働省WEBサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html) をご覧ください。

また、山形県内で国の承認を受けた検査キットの取扱いのある薬局については、県WEBサイト (<https://www.pref.yamagata.jp/090016/kenfuku/kansensyou/kougenkittoyakkyoku.html>) をご覧ください。

問7 陽性者登録はどうやって行うのですか。

答7 登録フォームAへの登録の申請は、専用のWEBサイト (<https://yamagata.form.jp-covid-register.com/index.php/931294?lang=ja>) で行います。電話やFAXなどでは受け付けませんのでご注意ください。

問8 WEBサイトでの登録にあたって必要なものはありますか。

答8 WEB サイトでの登録時には、基本情報（氏名、年齢、住所等）や基礎疾患等がないことを確認するほか、次のものをすべて1枚の写真として撮影した画像データを添付する必要があります。

①本人確認書類

②結果が示された検査キット（無料検査事業を利用した場合は、検査結果通知書）

③使用した検査キットのパッケージ（国の承認を受けている製品であることが確認できるもの）
なお、以下の注意事項をご確認ください。

①本人確認書類について

- ・運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカード（通知カードは不可）などの本人の氏名や生年月日のわかるものをご準備ください。
- ・運転免許証は、表面を②③と一緒に撮影した画像データに加えて、裏面を撮影した画像データもあわせて添付してください。
- ・健康保険証は、記号・番号が写らないようにマスキング（紙片等で隠す）して撮影してください。
- ・マイナンバーカードは、表面のみ撮影してください。

②結果が示された検査キット（無料検査事業を利用した場合は、検査結果通知書）について

- ・検査結果の判定ラインが確認できるように写真を撮ってください。
- ・画像が不鮮明な場合は受理できない場合があります。
- ・使用した検査キットは、再申請や不備の修正の際に使用する場合があるため、ビニール袋に入れ、検査キットに直接触れることがないようにしっかり封をし、登録完了を知らせるメールが届くまでしっかりと保管してください。
- ・無料検査事業を利用した場合の検査結果通知書を使用する場合は、文字がはっきりと読み取れるよう撮影してください。

③使用した検査キットのパッケージ（国の承認を受けている製品であることが確認できるもの）について

- ・パッケージに「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示がある場合は、その部分がはっきりと読み取れるよう撮影してください。
- ・小分けにして配布を受けた場合など、パッケージの「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示部分が無い場合は、製品名がわかる部分を撮影してください。また、厚生労働省WEBサイト (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html) を参照し、国の承認を受けている製品であることを確認してください。

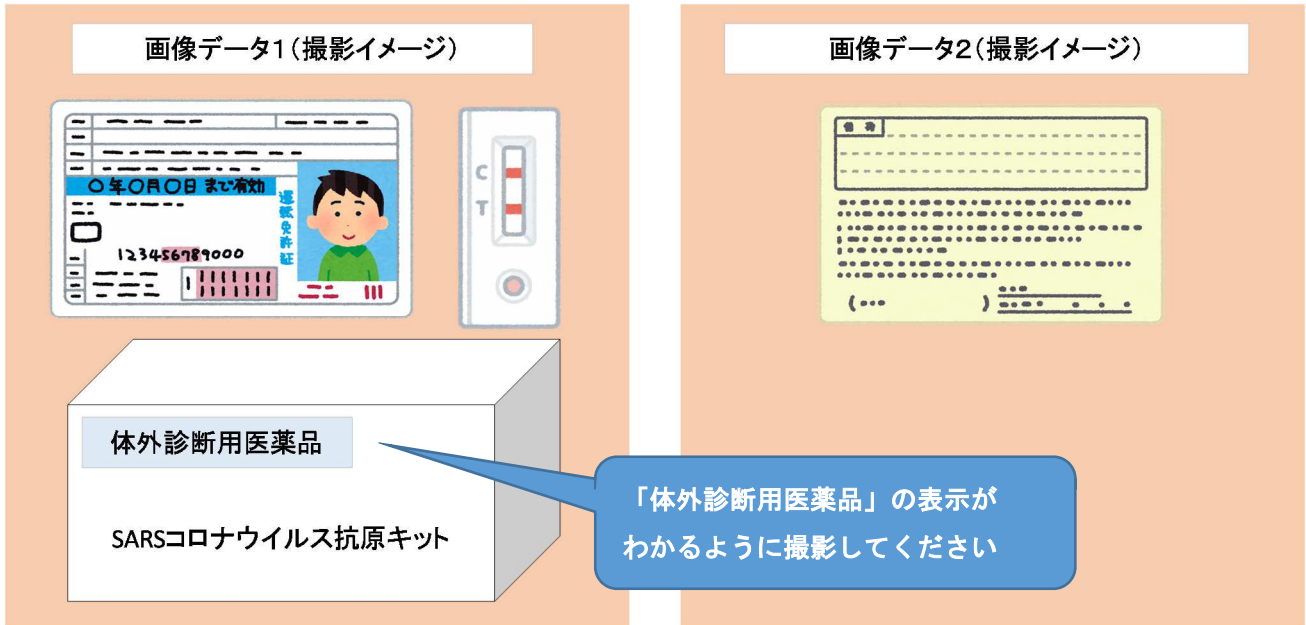
【画像データの例】

例1) 画像データ1：運転免許証（表面）

検査キット（陽性の結果がわかるもの）

検査キットのパッケージ（「体外診断用医薬品」の表示がわかるもの）

画像データ2：運転免許証（裏面）

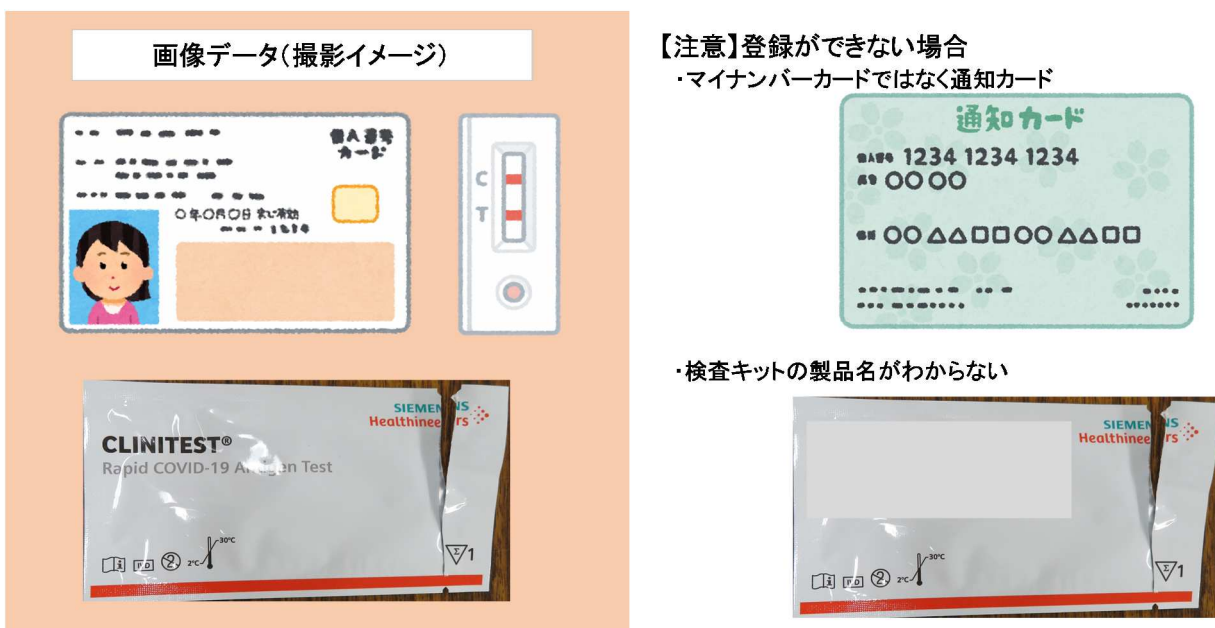


例2) マイナンバーカード（表面）

検査キット（陽性の結果がわかるもの）

検査キットのパッケージ（国の承認を受けた製品名が読み取れるもの）


※小分けのキットの配布を受けたため、「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」の表示があるパッケージが手元にない場合



例3) 健康保険証(被保険者記号・番号、基礎年金番号をマスキングしたもの)
検査結果通知書(無料検査事業を利用した場合)

画像データ(撮影イメージ)

健康保険被保険者証



【注意】
・健康保険証の場合は、「被保険者記号・番号」や「基礎年金番号」をマスキング(紙片などで隠す)して撮影してください。

検査結果通知書

本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。
陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)
 検体採取日 2022年〇月〇日
 検査結果 陰性・陽性・判定不能
 有効期限 2022年〇月〇日
 検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査
 検体 唾液・鼻腔ぬぐい液・鼻咽頭ぬぐい液
 使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇
 事業所名(又は検査所名) 〇〇 〇〇
 検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】
 医療機関を受診してください。
 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください。
 陽性者登録センターへの登録の申請をしてください。

問9 登録フォームAは、いつからいつまで利用できますか。

答9 令和4年9月1日(木)から当面の間、設置予定です。

問10 自ら検査をして陽性となった場合、必ず登録フォームAで登録を行わなければなりませんか。

答10 登録フォームAへの登録は義務ではありません。

ただし、自ら検査を行い、陽性の結果が出た場合であっても、陽性者登録センターでの登録もしくは発熱外来での診断が完了するまでは、新型コロナウイルス感染症の陽性という確定診断はされないため、療養開始になりません。確定診断がされない場合、適切な健康観察が受けられないなどの不利益がある場合があります。

問11 登録フォームAを利用せず、かかりつけ医や医療施設で診断を受けることも可能ですか。

答11 必要な方や希望する方が発熱外来を受診することを妨げるものではありません。ただし、発熱外来のひっ迫を回避する観点から、対象となる方は積極的に登録フォームAのご利用を検討してください。

問12 発熱外来を受診し、陽性と診断されましたが、登録フォームAに登録する必要はありますか。

答12 発熱外来において陽性と診断済みである場合は、登録フォームAではなく、登録フォームBに登録してください(発生届の提出対象となっている場合を除く)。登録フォームAに登録した場合、登録情報が重複してしまう可能性があります。

問13 登録フォームAに規定の受付時間はありますか。

答13 受付は24時間行っています。

問14 登録の申請にはスマートフォン又はPCが必要ですか。

答14 登録の申請は、専用のWEBサイトでのみ可能ですので、スマートフォンやタブレット、PCが必要となります。

問15 登録の申請を代理で行うことはできますか。

答15 ご本人のお名前でも登録する場合、登録の申請作業をご家族や友人の方などによる代理で行うことも可能です。

問16 未成年者（18歳未満）が登録の申請を行うことはできますか。

答16 未成年者でも登録の申請を行うことができます。ただし、保護者の方の氏名及び電話番号を入力する必要があります。

問17 登録が完了したかどうかは、どうやって確認できますか。

答17 申請直後に、受付完了メールが送信されますので、届いているか確認してください。

受付完了メールから1～2日程度で、医師が確定診断を行います。その後、診断結果をお知らせするメールが届きますので、そちらをご覧ください。なお、メールが届かない場合、迷惑メールフォルダ等に振り分けられていないかご確認ください。

申請から3日程度が経過してもメールが届かない場合は、コールセンター（050-5444-2359）までお問合せください。

問18 陽性者登録センターの利用に費用はかかりますか。

答18 費用はかかりません。なお、WEBサイトを利用する際の通信費等をご負担をお願いします。

問19 検査に使用した検査キットを捨ててしまいましたが、登録できますか。

答19 申請の際に検査キットの写真を撮っていただく必要があるため、検査キットを捨ててしまった場合は、ご登録いただけません。

問20 検査キットを使用して検査してから数日経過したキットを登録することはできますか。

答20 検査キットの判定結果は、時間が経過すると不鮮明になり得ることから、検査後すみやかに登録していただきますようお願いいたします。

問21 検査キットの画像が不明瞭（目視では明確に陽性と判断できない）の場合でも申請できますか。

答21 登録フォームAでの診断は、申請のあった画像データを見て行います。検査キットの画像が不明瞭である場合や、検査キットの表示から陽性と判断できない場合（「陰性」、「無効」の判定となった場合）は、登録の申請は行わないでください。

なお、「無効」の判定となった場合においては、改めて検査キットを入手して自ら検査を実施し、「陽性」と判断された場合には、登録を行ってください。

問22 申請には本人確認書類の掲示が必須ですか。

答22 登録時には、運転免許証や健康保険証など、本人の氏名や生年月日のわかるものの写真データが必要です。詳しくは問8をご覧ください。

問23 薬の処方を受けたいのですが、どこでできますか。

答23 陽性者健康フォローアップセンターに登録された場合でも、医師の診察や薬の処方などは行われません。医師の診断や薬の処方、症状悪化時の相談等については、かかりつけ医にご相談いただくか、健康相談部門のコールセンター（050-5530-2138）までご相談ください。

問24 登録フォームAに登録した結果、陽性と診断された場合、療養方法は選択できますか。

答24 原則として自宅療養となります。入院が必要となる可能性のある方（重症化リスクがある方）は、登録フォームAへの登録ではなく、かかりつけ医や受診相談コールセンターに事前に連絡したうえで、発熱外来を受診してください。

また、宿泊療養施設への入所を希望することもできますが、入所には一定の条件があり、希望に沿えないことがあります。

問25 登録フォームAへの登録後、症状が悪化した場合はどうしたらよいですか。

答25 かかりつけ医にご相談いただくか、健康相談部門のコールセンター（050-5530-2138）までご相談ください。

問26 療養証明書の発行はできますか。

答26 療養証明書や就業制限通知書の発行は行っておりません。センターからお送りするメール以外に、診断結果を証明するものは発行されませんので、診断結果のメールは大切に保管してください。

問27 登録の申請を行ってから実際に登録されるまで、どのくらい時間がかかりますか。

答27 原則として、WEBサイトへの登録の申請を0時から12時までの間に行った場合は当日中、12時以降に行った場合は翌日中に登録されます。ただし、登録の申請が集中する場合は、登録完了まで時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

問28 山形県外在住ですが利用できますか。

答28 登録対象者は山形県在住者又は山形県に長期滞在する方に限ります。

なお、山形県内で療養場所を確保している場合は、長期滞在者として、その場所を住所地として登録の申請をすることができます。

問29 登録の申請を行ったあと、記入内容の誤りに気付いた場合、もう一度登録してもよいですか。

答29 もう一度登録は行わず、陽性者登録部門のコールセンター（050-5444-2359）までお問合せください。

問30 記入内容を修正して2回以上申請したので、○回目以降の回答を採用してもらえますか。

答30 登録の申請は1回のみ行うようにしてください。もし2回以上申請してしまった場合は、陽性者登録部門のコールセンター（050-5444-2359）までご連絡ください。

問31 申請しましたが、受付確認の自動返信メールが届きません。

答31 迷惑メールの受信フォルダなどに届いていないかご確認のうえ、届いていない場合は、陽性者登録部門のコールセンター（050-5444-2359）までお問合せください。

問32 申請しましたが、陽性者健康フォローアップセンターから連絡が来ません。

答32 登録いただいたメールアドレスの設定によっては、迷惑メールに振り分けられる場合や受信できない場合がございます。（@jp-covid-register.com左記のドメイン設定をしていただきますようお願いいたします。）

受付完了のメールが届いてから3日以上経過しても連絡のメールがない場合は、陽性者登録部門のコールセンター（050-5444-2359）に連絡してください。

問33 ボタンが押せず、先に進まないのですがどのようにしたらよいですか。

答33 陽性者登録部門のコールセンター（050-5444-2359）までお問合せください。

問34 個人情報を使用することはありますか。

答34 山形県が保有する個人情報は原則として以下に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。

- ・ご登録者本人から予め同意をいただいている場合
- ・ご登録者本人又は他の第三者の生命、身体、又は財産の保護のため、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため必要であって、ご登録者本人の同意をとるのが困難である場合
- ・国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・法的な命令等により個人情報の開示が求められた場合

登録された個人情報については、以下の目的のために利用し、ご登録者本人の同意なくこれ以外の目的に利用しません。

- ・利用者に提供するサービスの運営のため
- ・山形県又は山形市がご登録者に対して健康観察等を実施するため